



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年6月23日金曜日 第419号

### ◇ 目 次 ◇

土地改良事業の工事完了の届出.....	(農地整備課) ...	683
保安林予定森林(2件).....	(森林整備課) ...	683
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	683
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	( " ) ...	684
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	684
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	684
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	684
道路の供用開始(県道石鎚伊予小松停車場線).....	(東予地方局管理課) ...	684
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	685
道路の供用開始(県道四国カルスト公園縦断線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	685
道路の区域変更(県道鳥坂宇和線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	685
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	685

### 公安委員会規則

愛媛県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則.....	(警察本部会計課) ...	686
愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則.....	(警察本部交通企画課) ...	687

### 告 示

#### ○愛媛県告示第745号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	伊方地区(伊方町)	令和4年3月10日

#### ○愛媛県告示第746号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市富郷町津根山乙446の2から乙446の4まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第747号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八幡浜市郷2番耕地621、2番耕地622
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第748号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112

条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

ひうち加入区

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和元年6月愛媛県告示第222号）による保険に付すべき義務は、令和5年6月22日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

ひうち加入区

○愛媛県告示第749号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第

○愛媛県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年6月23日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 絆	生活介護事業所 きずな	愛媛県西条市明屋敷363-1	令和5年5月1日	通所介護

○愛媛県告示第751号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月23日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館デイサービスセンタ	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	令和5年5月31日	通所介護
社会福祉法人亀天会	亀天会訪問看護ステーション	愛媛県西条市三芳1254番地1	令和5年5月31日	訪問看護
株式会社塩音	訪問介護 しおん	愛媛県今治市東村4丁目甲412番地2	令和5年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第752号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月23日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人亀天会	亀天会訪問看護ステーション	愛媛県西条市三芳1254番地1	令和5年5月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見丁8番237から 同市氷見丁8番235まで	令和5年6月23日

○愛媛県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月23日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 務	松山市北条561番地3
"	伊田 憲弘	松山市北条479番地1
"	野田 和宏	松山市北条357番地2
"	北尾 幸一	松山市北条1109番地1
"	俵原 正文	松山市北条490番地
"	森田 浩敏	松山市北条362番地8
"	野田 繁	松山市北条924番地
"	伊田 弘和	松山市北条939番地

監事	米田 正	松山市北条1066番地9
"	宇高 徹二	松山市北条932番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 務	松山市北条561番地3
"	伊田 憲弘	松山市北条479番地1
"	野田 和宏	松山市北条357番地2
"	北尾 幸一	松山市北条1109番地1
"	俵原 正文	松山市北条490番地
"	森田 浩敏	松山市北条362番地8
"	野田 繁	松山市北条924番地
"	伊田 弘和	松山市北条939番地
監事	米田 正	松山市北条1066番地9
"	宇高 徹二	松山市北条932番地

○愛媛県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8106番地先から 同町西谷字横野8106番地先まで	令和5年6月23日

○愛媛県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥坂宇和線	西予市宇和町田野中388番地先から 同町田野中372番2まで	旧	メートル 4.6~7.4	キロメートル 0.007	
		西予市宇和町田野中388番地先から 同町田野中372番2まで	新	8.9~9.0	0.007	

○愛媛県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥坂宇和線	西予市宇和町田野中388番地先から 同町田野中372番2まで	令和5年6月23日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月23日

愛媛県公安委員会委員長 五葉明德

愛媛県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

愛媛県警察国有物品管理規則（昭和39年愛媛県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																															
<p>（使用職員）</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品及び備品については物品保管書（様式第5）に<u>記名し</u>、消耗品については第21条に規定する物品供用簿に_____押印するものとする。</p> <p>（交替の場合の帳簿の引継ぎ等）</p> <p><b>第22条</b> 物品管理職員の交替があつた場合においては、前任の物品管理職員は、引継書（様式第10）を交替の日の前日をもつて作成し、引継ぎの年月日を記入し、後任の物品管理職員とともに<u>記名し</u>_____、当該引継書を物品出納簿等に添付して、後任の物品管理職員に引継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに<u>記名する</u>_____ものとする。</p> <p><b>様式第5（第12条関係）</b></p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>保管者</td> <td>年月日</td> <td>摘要</td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考 省略</p> <p><b>様式第8（第17条関係）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>官職</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>様式第9（第19条関係）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>検査員</td> <td>官職</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立会人</td> <td>"</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 省略</p> <p><b>様式第10（第22条関係）</b></p>	省略	保管者	年月日	摘要	省略	省略	官職	氏名	省略			省略	検査員	官職	氏名		立会人	"	氏名	省略				<p>（使用職員）</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品及び備品については物品保管書（様式第5）に_____、消耗品については第21条に規定する物品供用簿に<u>それぞれ</u>押印するものとする。</p> <p>（交替の場合の帳簿の引継ぎ等）</p> <p><b>第22条</b> 物品管理職員の交替があつた場合においては、前任の物品管理職員は、引継書（様式第10）を交替の日の前日をもつて作成し、引継ぎの年月日を記入し、後任の物品管理職員とともに<u>記名して</u>押印し、当該引継書を物品出納簿等に添付して、後任の物品管理職員に引継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに<u>記名して</u>押印するものとする。</p> <p><b>（様式第5）</b></p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>保管者</td> <td>年月日</td> <td>受領印</td> <td>摘要</td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考 省略</p> <p><b>様式第8（第17条関係）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>官職</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td>名<sup>㊟</sup></td> </tr> </table> <p>注 使用職員は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。</p> <p><b>（様式第9）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>検査員</td> <td>官職</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立会人</td> <td>"</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 省略</p> <p><b>（様式第10）</b></p>	省略	保管者	年月日	受領印	摘要	省略	省略	官職	氏名	省略		名 <sup>㊟</sup>	省略	検査員	官職	氏名		立会人	"	氏名	省略			
省略																																																
保管者	年月日	摘要																																														
省略																																																
省略	官職	氏名																																														
省略																																																
省略	検査員	官職	氏名																																													
	立会人	"	氏名																																													
省略																																																
省略																																																
保管者	年月日	受領印	摘要																																													
省略																																																
省略	官職	氏名																																														
省略		名 <sup>㊟</sup>																																														
省略	検査員	官職	氏名																																													
	立会人	"	氏名																																													
省略																																																

省略	官職 氏名	—
省略	官職 氏名	—

省略	官職 氏名	㊟
省略	官職 氏名	㊟

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第11号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月23日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車以外の車両の牽引制限)</p> <p><b>第11条</b> 法第60条の規定による自動車以外の車両の運転者の牽引制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなった自動車又は一般原動機付自転車(以下「故障車」という。)を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p><b>第19条</b> 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両 _____ を走行させる実証実験をすること。</p>	<p>(自動車以外の車両の牽引制限)</p> <p><b>第11条</b> 法第60条の規定による自動車以外の車両の運転者の牽引制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなった自動車又は原動機付自転車 _____ (以下「故障車」という。)を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p><b>第19条</b> 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。</p>

(愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則(昭和43年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p><b>第4条</b> 適性検査所においては、次の業務を行なう。</p> <p>(1) 自動車および一般原動機付自転車の運転者(運転免許試験を受けようとするものを含む、以下「運転者」という。)の適正</p>	<p>(業務)</p> <p><b>第4条</b> 適性検査所においては、次の業務を行なう。</p> <p>(1) 自動車および原動機付自転車 _____ の運転者(運転免許試験を受けようとするものを含む、以下「運転者」という。)の適正</p>

検査に関すること。 (2)・(3) 省略	検査に関すること。 (2)・(3) 省略
-------------------------	-------------------------

(原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部改正)

**第3条** 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則(平成4年愛媛県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則</u>	<u>原動機付自転車</u> の運転に関する講習の実施に関する規則

(取得時講習の実施に関する規則の一部改正)

**第4条** 取得時講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(取得時講習終了証明書の交付申出の手續) <b>第5条</b> 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第18項の取得時講習終了証明書の交付申出は、取得時講習終了証明書交付申出書(様式第2号)を公安委員会に提出して行うものとする。 (応急救護処置講習の指導者) <b>第6条</b> <u>規則第33条第5項第2号二</u> 、第34条の3第1項第3号及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習規則」という。)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号に規定する応急救護処置の必要な能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)~(4) 省略	(取得時講習終了証明書の交付申出の手續) <b>第5条</b> 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第16項の取得時講習終了証明書の交付申出は、取得時講習終了証明書交付申出書(様式第2号)を公安委員会に提出して行うものとする。 (応急救護処置講習の指導者) <b>第6条</b> <u>規則第33条第4項第2号二</u> 、第34条の3第1項第3号及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習規則」という。)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号に規定する応急救護処置の必要な能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)~(4) 省略

(愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則の一部改正)

**第5条** 愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(講習事項) <b>第2条</b> 特定任意講習の講習事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 自動車及び <u>一般原動機付自転車</u> (以下「自動車等」という。)の安全な運転に必要な知識に関すること。 (4) 省略	(講習事項) <b>第2条</b> 特定任意講習の講習事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 自動車及び <u>原動機付自転車</u> (以下「自動車等」という。)の安全な運転に必要な知識に関すること。 (4) 省略

(高齢者講習等に関する規則の一部改正)

**第6条** 高齢者講習等に関する規則(平成10年愛媛県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(終了証明書の交付の申出等) <b>第6条</b> 施行規則 <u>第38条第18項</u> の高齢者講習終了証明書(以下「高齢者講習終了証明書」という。)の交付の申出は、高齢者講習等終了証明書交付申出書(様式第1号)を、申出者が受講した高齢	(終了証明書の交付の申出等) <b>第6条</b> 施行規則 <u>第38条第17項</u> の高齢者講習終了証明書(以下「高齢者講習終了証明書」という。)の交付の申出は、高齢者講習等終了証明書交付申出書(様式第1号)を、申出者が受講した高齢

者講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2～4 省略

者講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2～4 省略

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。